

平成 29 年度 第 4 回運営協議会会議録

日時：平成 29 年 5 月 29 日（月）午前 10 時～

場所：奈良県広域消防組合 天理消防署 3 階会議室

出席者 8 名・欠席 2 名（山添村長・川西町長）

局長：皆さんおはようございます。皆さんお揃いでございますので、只今より第 4 回運営協議会を始めさせていただきます。初めに並河管理者よりご挨拶を申し上げます。

管理者：皆様、おはようございます。運営委員の皆様方には 6 月議会前の大変お忙しい中、天理まで来させていただきましていつも本当にありがとうございます。今日は第 4 回の運営協議会という事でございまして、後程詳しく報告事項の時にも申し上げますけれども、様々なお力添えいただきまして何とかですね、焼却施設の予定地についても地権を設定する事ができまして、又環境影響評価についてもですね、今年準備書をじっくりと作つていこうという所で、又施設についても具体的にどういった施設を造つていくのかという事を検討していくというような段階まで来る事ができたかなというふうに思っております。実際の建設に向かっていくにはまだまだ整理しなければならない事項というのがあるわけでございますが、まあ着実にプロジェクト自体は進捗しているかなというふうに存じますところ、本日お忙しい中恐縮ではございますが議事の進行にお力添えをお願いしたいと存じます。又ですね、私から 1 点報告でございますが前回まで県の方からご出席いただいておりました [] が、くらし創造部長にご就任されたという事を受けまして、本日は景観環境局の [] にお忙しい中ご出席をいただいております。どうぞ引き続いて宜しくお願ひを申し上げまして、私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

局長：ありがとうございました。座って説明させていただきます。まず資料のご確認をお願いしたいと思います。1 枚目が会議次第、続きまして協議会の議事、次にですね組合の規約、続きまして事業の工程表でございます。カラー刷りの分でございます。続きまして粗大・リサイクル施設のイメージ図という図面でございます。次にごみ処理施設整備検討委員会設置要綱でございます。次にごみ処理施設建設に係る覚書（案）でございます。それと最後にですね年間スケジュール表でございます。漏れ落ちはございませんか。ないようでしたら管理者に議事進行をお願いしたいと思います。

管理者：はい、それでは議事に沿って進めさせていただきたいと存じます。議事のまず 1 番でございますけども、共同処理する事務の変更についてをご説明をしたいと思います。局長、宜しくお願ひします。あつ事務局、宜しくお願ひします。

課長：事務局総務課長紹谷です。ご説明させていただきます。失礼して座って説明させていただきます。議事 1 ですね、共同処理する事務の変更について説明させていただきます。先般山添村から資源ごみに関する事務に参加したいので、関係市町村において協議していただきたい旨のお申し出がありました。そこで本日の運営協議会においてご協議いただきたいと思います。事務手続きとしては共同処理する事務の変更ですので、それぞれ関係市町

村議会に議案として提出していただき、県知事に許可をいただいて組合規約を変更する必要があります。資料に付けております、皆さんご存知だと思いますが組合規約付けております。これですね、第3条第2項の表の部分ですね、可燃ごみに関する事務については市町村揃っておりまして、不燃ごみ・粗大ごみに関する事務と資源ごみに関する事務、今現在が山添村が資源ごみの所に入ってらっしゃいませんので、こちらに参加したいという事でございます。まずはこの山添村からのお申し出についてご意見等いかがでしょうか。

管理者：はい、若干補足をさせていただきますと、まずは_____がご参加されるという事についてご意見を伺いたい所もございますし、その他のですね市町村におかれましてもやっぱり参加をしたいという所がもしございましたらあまり五月雨式になりますと私共も地元との関係も苦しいですし、施設の具体的検討をやっていくにあたってぼちぼちタイムリミットかなあというふうに思っております。12月の各市町村議会に諮っていくという事になりますと、まあ地元の方ですね、特に車の台数だつたり色々な事を気にされます。あの敷地面積的にはまだ全く大丈夫ですし、私共としてはメリットをしつかりしていくにあたっては特段門を閉ざすという主旨では全く無いんですけども、もし_____以外にですね、検討される所があれば9月末までに明確に意思を表示をしていただきたいという事でございます。その点も含めまして皆様からのご意見いただければと思いますがいかがでございましょうか。

_____：色々とお世話になりますけども、遅ればせながらですけども、どうぞ一つ仲間に入れていただきたいと思います。宜しくお願ひを申し上げます。

管理者：まずそれでは_____が参加をされる事について、この運営協議会の場ではご異議がないという事でよろしゅうございますでしょうか。

<異議なし>

管理者：はい、ありがとうございます。それでは_____にはご参加いただく方向ですね、今後手続きを進めて参ります。又繰り返しになりますが、もし他にという所がございましたら9月末までに私共の方に意思表示を宜しくお願ひを申し上げます。それでは続きまして議事の2番に移らせていただきたいと思います。平成30年度からの事務局体制及び職員派遣についてをご説明させていただきます。事務局、宜しくお願ひ致します。

課長：続きまして説明させていただきます。議事2 平成30年度からの事務局体制及び職員派遣について説明させていただきます。昨年11月18日の運営協議会において管理者からお話をがありました、平成30年度からの事務局体制及び職員の派遣についてご説明いたします。資料としてお渡ししております新クリーンセンター建設事業の工程案をご覧下さい。このカラー刷りの分です。業務内容の列番号ですね、丸の⑪、⑫、⑬の所です。平成30年度からの施設整備建設に向けた準備を行うにあたり基本的にはコンサルタント業者に委託を行いますが、見積書の精査、発注仕様書のチェック、事業者選定に係る評価基準等の作成等

を局において行わなければなりません。こういった業務を主にですねお任せできる職員、例えば入札事務の経験がある、建築技術職員等になるかと考えられますが最低1人は必要となりますので施設が完成する平成35年度まで出来ましたら引き続いて業務を担っていただけるような職員派遣についてご検討いただきたいと思います。この事についてご意見等いかがでしょうか。

管理者：はい、説明ありがとうございます。若干補足させていただきますと、どういう職員の方がという事でございますが、仕様書作成等今説明の通りございますので、建築が分かる方でないとちょっと困るなあという部分と、後事務的な作業というのもある程度共に出来るような、そういう技術を持った方にお越しいただきたいなあという事でございます。又そういう観点から申しますとこの丸の期間は最低限来ていただいた方が組合のですね、運営上は重要なと思っておりまして、おしりはどこまでという事この場で決める必要はないですけれども30年度だけで又交代というよりは少なくとも32年度の着工の時以降くらいまではですね、一貫してやっていただけるような人材でないと事務の作業上は少し難しいかなというふうには、私共事務局サイドとしては考えているところでございます。いかがございましょう、何かご指示ご意見ございましたら承りますけれども。

：建築、機械、設備関係の職員がおらん場合どうなりますかね。・・・実際そんなもん全部外注でましたんですね、資格を持ってる・・・居てないんですよ。正直なところ建築関係、機械、設備。

：市町村でなかなかね、そんな専門的な知識持った職員募集されてないから、なかなかその派遣をするというのは、ちょっと人材が見当たらん。ひょっとしたら辺りやったらどうですか。

：募集してもなかなか応募がない、建築に関しては特に・・・。何人かはおりますがこの新ごみ処理施設を任せられるかと言えばなかなかまあまあのいい人材を送らないと・・・。

：技術職・・・引き抜きますよなんて言われたらとんでもない話で、自分の市町村が大きく狂うっていうような形になってきますし、[] にても焼却炉の・・・現実大体一番把握していただいているのが天理市であり・・・ございましたら天理市しっかりとそこは・・・見ていただいて出来ますすれば専門な人を雇っていただけるような形の中で努力をしていただいて、それで尚且つ居なかつたらもう一度こっちへ投げかけていただいたら可能な限り探していただきますけども。なるべく天理で・・・現場で一番・・・必要な人材・・・一番ふさわしい人を事務局と天理市と協議していただいて進めでいただくのが一番いいと思いますけどどうですやろか皆さん。

管理者：いかがございましょう。

：無い袖は振れない。本当に申し訳ないですけど。

管理者：今_____からお越しいただいている職員の方早速非常に活躍をしていただいている中で
我々も自分らだけで天理市からというのもですね、おこがましいかなというふうに思いましたんでお諮りしておりますが、今_____仰っていただいた事がですね、その他の運営委員の皆様方もご同意という事でございましたら、一旦そういたしましたら天理市の方でこれは預からせていただきまして、検討の結果を又この場でお諮りするという事でよろしくございましょうか。はい、すみません、ありがとうございます。では議事の2としてはそのように取り扱わさせていただきます。それでは続きまして議事の3の所に移って参ります。この点は私から説明を申し上げます。こちらの平面図、リサイクル施設のですね、この配置図の方をご覧いただければと存じます。この説明につきましては私が管理者としてというふうに申し上げるよりも、むしろ天理市長としての立場で皆様方にお願いを申し上げたいという事でございますんで、そういう事で宜しくお願ひを申し上げますと言いますのはですね、この間様々焼却施設そしてリサイクル施設について検討を進めてきたところでございますけれども稼働後のごみ収集業務を私共行っていくにあたりまして、現在嘉幡町の方に環境クリーンセンター現施設がございます、そこに天理に関してはごみ収集車両と天理市の環境業務課及び収集業務委託業者が使用する事務所という所がございます。そこだけですね、ボツンと取り残されると運営ができないという事と、後じやあそれを別途又敷地を確保するという事になりますと、地元との関係で今でも2カ所何とか確保した状況でございますので、新たな用地をこの周辺に一帯運用できる所というと限りなく価格が高い所でございます。そこでですね、今回リサイクル施設の用地というのは一定の広さが偶然にもある事からですね、この中でリサイクル施設の運用を妨げない位置、取り敢えず現時点ではこの北西の端のちょっと突き出でる敷地の部分があるもんですから、その辺りに固めてですね検討させていただけないかなあという事でございます。勿論こちらを使用させていただくという事になった際にはこれに係る建築の費用、或いは維持管理費というのを勿論本市で負担をさせていただきますし、そして建物等の配置が決まりましてこちらに・・・使う使用面積というのが確定をいたしましたらその借地料については平成28年度に遡ってですね、今現在は組合全体で今こちらの地代を払わせていただいているもんですから、天理市から組合の方に改めてこの部分の負担をさせていただきたいと考えているところでございます。是非皆様方のご理解をお願いしたいところでございますが、いかがござましよう、何かご意見等ございましたら承らせていただきます。

：それで結構です。

：28年に遡る、遡るっていうけど実際事実が発生した時でえん違いますか。・・・感情的にはそうなりますけどね。

管理者：筋論からすれば我々としては遡るのかなというふうには思っておったんですけども、これはもう皆様方のご意見に応じて。

：地元の駐車場の敷地をまず天理市が纏めて借りていただいてそれを組合に並行して・・・

今度その組合が天理市に部分だけ貸したる・・・。

管理者：そういう事になります。

：それでえんちやいます。

管理者：確定をそしたらさせていただいて、時点からでも。

：そんでえんとちやいます。

管理者：よろしいですか。

：1つだけね、今この配置図見せていただいてますねんけど、例えばこれが将来的にもうちょっと大きくなるとかそういうふうなものの考え方としてはもう今する必要は無いわけですか。

管理者：具体的に啓発施設とここが今分かれた形にイメージ図はなっておりまして、ここですね、これから具体的に検討を進めていく中でもう少しレイアウトがこの通りにならない可能性というのではありませんけれども、この端の部分であれば今の形状的にも。

局長：今の現状だったら天理市がお借りしてもですね、十分利用できる広さが残っているという事で、基本的に施設検討委員会で決まった大きさ以上に今後なっていくという事はないというふうに。

：はい、分かりました。

管理者：では寛大なご理解をいただけたという事で具体的にはですね、これから施設整備の検討を進めていく中で土地の区画についても合わせて整備をさせていただき、それがなりましたら速やかに土地代の方についてもですね、調整をさせていただきたいと存じますので宜しくお願ひ致します。本当にありがとうございます。それでは議事の4の報告事項の方に移させていただきたいと存じます。順を追って事務局の方から説明をお願いします。

次長：事務局次長の井上でございます。失礼して座ってご説明の方させていただきます。今日お配りしております資料の中に新ごみ処理施設整備検討委員会要綱とですね、名簿をつけてもらってるんですけれども、そちらの方合わせてご覧下さい。それでは新ごみ処理施設整備検討委員会についてご報告の方させていただきます。新ごみ処理施設基本計画を3月末に作成させていただきました。この基本計画に基づき新施設を建設するにあたり基本仕様として施設の規模、有害物質の自主規制値、啓発施設の内容等と新施設の建設及び運営に係る事業手法を検討していただく為、別紙の名簿をつけさせておるんすけれども、こちらの有識者や地元住民代表にも入っていただく新ごみ処理施設整備検討委

員会をこの6月12日から開催させていただきます。この検討委員会は今年度末までに5回程度の会議を重ね、年度末には答申をいただく予定です。来年度からの平成32年度の入札に向けて発注仕様書等の業務がございますが、その策定においてそのベースとなるものです。なお一般公募の委員につきましては募集を明日の30日に締め切り応募がたくさんあれば抽選によって委員を選出する予定でございます。なお検討委員会の資料及び議事録につきましてはメールで各市町村のご担当者へお知らせいたします。又組合のホームページでも公開をしていく予定でございます。

管理者：まずこの施設整備検討委員会についてでございますけれども、皆様方から何かご質問等ございますでしょうか。いかがでございましょう。具体的になかなかイメージがし辛いかもしれないんですけども、炉の型式がどういったやつに・・・ストーカ炉でいくのか溶融炉でいくのかとかですね、或いはその自主規制値というものを激しく設けるのかこれくらいで十分合理的と言えるような事なのかとか、その辺り今後の具体的な仕様書の所に繋がっていくような要素というのをこの場で地元の参加・・・いる中でですね専門家の方にしっかりやっていっていただこうという事でございます。

：今の段階やったら我々どうのこうの言うような材料もそうないからまあしっかりと検討していただいて、又その結果を。

管理者：しっかりとそれを共有してですね、私共としても過度に何か予算に跳ね返ってくる部分だとその辺りについては注意しながら合理的に環境をしっかりと保全できる施設というのを検討していければというふうに思っておりますので詳細についてですね、逐次報告いたしますし、そもそも専門会で傍聴いただく事も出来るんですね、各市町村のご担当の皆さんに傍聴いただく事もできる委員会となっております。

：この前、奈良新聞か何かに県の環境審議会が何か・・・。

管理者：環境アセスについてで。

：ちょっと意見出てましたな。

管理者：それについては次の報告事項で申し上げさせていただきたいと思います。

：この・・・の先生方はもう全部協議会が何かに出ておられるんですね。

管理者：はい、こちらについては快諾をいただいておりまして本日の運営協議会でご承認いただきましたらそれ以って進んでいくという事でございます。

：規制値を厳しくし過ぎると余分な設備投資をやらなあかんし、後の管理が大変や・・・
その辺り又専門家のご意見等伺えたらと思います。

管理者：はい、そこは地元の環境に対するですね、想いというのをしっかりと受け止めながらご指摘の通りやと思いますし、有識者の今回の人選も十二分にそこをお分かりいただいている方を私共としても人選をしているつもりでございます。6号の委員の一一番上の所に書いてあります。■に基本的にはご紹介をいただいたり、ご推薦いただいた方々ばかりでございますのでしっかりとやっていただけかなと思っております。

：何やかんやとご指摘あるんと違います。

管理者：いや、極めてそこの所は、今まででも合理的に何とか乗り切ってこれたのも■のおかげかなあと思っております。ではよろしければこの施設整備検討委員会についてはですね、きめ細かく進捗を皆様方に共有させていただくという事にいたしました存じます。それでは2番目の点でございます環境影響評価の進捗状況について先般の県の方の会議の状況も含めてご説明いたします。

次長：続きまして環境影響評価の進捗状況についてご報告させていただきます。新施設建設には奈良県条例に基づく環境影響評価を4年かけて行いますが、昨年度は第一段階といたしまして配慮書の策定を行い今月末を目処に知事意見をいただきます。なお先程ご意見がございました5月23日に県の環境審議会が開催されまして、その中で周囲との景観の問題、又は煙突を低くした場合の影響等についてご意見をいただいたところでございます。今年度策定します方法書以降に知事意見を配慮させていただく予定でございます。スケジュールといたしましては今年度は大気、水質等の測定調査の場所を設定し、調査方法を掲載した方法書を策定し、公告縦覧を行い、地元説明会を開催し、配慮書と同様に県環境審議会においてご審議をいただき知事意見をいただきます。平成30年度は主に現地調査や測定を行い、その結果から環境影響を予想する準備書を策定し、公告縦覧、地元説明会を開催し、知事意見をいただきます。最終的には平成31年度末を目処に公告、評価書に纏める予定でございます。以上でございます。

管理者：ありがとうございます。若干補足をさせていただきますと私も冒頭のご挨拶でちょっと間違えてしましましたが、配慮書、方法書、準備書と色々段階が分かれていますですね、なかなか地元の方に配慮書の意見を公告縦覧出してもですね、混同したような意見というのがたくさん来ておりまして、おそらく県の方の会議でもこれを配慮書についてですよというような事を、全く無視してアセス全体についての意見がワープと出てくると。で、本来もし複数案が今回あるような状況でしたらそのそもそもの配慮書の部分で何故ここで環境影響評価に入っていく予定地って事にするかって比較検討するような項目がたくさん並んだと思うんですけども、今回の私共の計画の場合でしたら予定地は絞られているのでせいぜいあるというのは煙突の高さと後その施設の中でどこの位置に置くかそこくらいしかなかったんです。ただ地元の方にしたら何で活断層の項目が入っていないんだとかですね、どこどこが崩れたら水害がどうなるんだとか、何でこここのデータが採ってないんだとか、大分まだまだ先のお話をまあいっぱい書いてきてまして、で、又県の方の会議もやり取り

を見ておりましたら私共としては十二分に理論武装している部分なんですけれども、車とかですね、その他の状況が入っておったという事でございます。地元の方は記事を受けても特段何か動搖したとかっていう事は全くございませんので肅々ときちんと方法書の中ですね項目というのは決めていきたいなあと思っております。いかがでございましょう。この点につきまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい、それでは最後の点でございますけれども地元のですね、今の対応状況について事務局から説明をさせていただきます。

次 長：新ごみ処理施設周辺地区地元住民の対応について進捗状況をご報告させていただきます。会議の冒頭、管理者の挨拶の中でも申し上げました通り、焼却施設予定地の借地契約についてですが、平成29年の3月10日に契約が締結できております。で、同日にですね、メール等で事務局の方にはお知らせしております。この場で改めて契約が出来ました事をご報告させていただきます。ごみ処理施設周辺地区地元住民の対応についてですが、平成28年8月に地元主導で新ごみ処理施設周辺における地域振興検討協議会が立ち上がり 11 億円の地元振興基金の使い方を話し合う為、3回の協議会が開催されたところでございます。しかし具体的な事業についての意見がまだ出ていないのが現状で次回の協議会には組合事務局がですね、振興の事例を紹介して欲しいとの意見をいただいているところでございます。以上でご報告を終わらせていただきます。

管理者：はい、ありがとうございます。又その他事項で詳しく申し上げる所なんですけれども、まあ焼却施設の予定地地権者の天理教本部と1年間、当初の想定よりも交渉が掛かったという理由の中に、やはり地元の自治会が全てこの事業を前提に前向いていってかかるかという所を相当気にもされていたところでございまして、まあここはですね、条件がいよいよクリアできたという事で契約が成立したわけでございます。これまでの地元のですね、振興の協議会についてもその自治会の区長も入っておられましたんで、ちょっと本筋ではない議論というのがその場で交わされている状況があつたんですけども、まあそこもよう前を向きましたんで次回以降はきちんと中身に沿ったような議論が行われてくるかなというふうに考えているところでございます。何か皆様方からご質問等ございましたらいかがでございましょう。特段ご質問等ございませんでしたら、関連する事項でございますので、その他の事項に移させていただいてよろしいでしょうか。それでは資料といたしましてはですね、新ごみ処理施設建設に係る覚書(案)とある部分でございますけれども、こちらについて事務局から説明をさせていただきます。

次 長：覚書についてご説明をさせていただきます。今回ご提案させていただきます新ごみ処理施設建設に係る覚書(案)についてですが、平成29年2月2日に開催いたしました運営協議会においてご審議いただきました地元自治会からの質問に対し組合管理者名で回答しておりますが、その内容に沿いまして覚書という形で地元自治会全体との約束を取り纏めたものでございます。今回ご提示させていただいた覚書につきましては地元自治会へも案としてご提示させていただいておりますので、修正があればその都度運営協議会等でご報告させていただきます。又内容につきましては60年後の新施設の事でありますとか、ごみの

持ち込み方法、又は活断層の調査、雨水の利用、補償等になっており基本的な事項について地元と覚書を結ぶものになっております。なお今後地元交渉や施設整備検討委員会の中で有害ガスの自主規制値等、個別具体的な内容が提案されましたらその都度ご報告の方させていただきます。それでは内容についてご説明させていただきますので資料の方を併せてご覧下さい。まず第1条につきましては60年後のごみ処理施設の建設について基本的には天理市以外で建設する事といたしまして、万一天理市に建設する事になった場合でも周辺地域から出来るだけ離れた場所に建設するというものです。第2条につきましては焼却灰の処分についてでございますけれども、最終処分地の確保はそれぞれの市町村が確保するという事になっており、フェニックスの第3期計画がある場合は組合として纏めて確保する可能性があるという事を書かせてもらっております。第3条につきましては新ごみ処理施設建設には最新の環境保全技術を導入する事や排ガスの測定数値の情報公開について、電光掲示板やインターネットで公開する事という事が書かれております。第4条につきましては、今回新たに参加される市町につきましては積替施設において大型車でごみを搬入していただく事、又天理市以外のごみ搬入車両は天理東インターを経由していただく事というふうになっております。続きまして第5条につきましては、一般市民や事業者が直接施設へごみを持ち込む場合は、住所確認を行い新たに参加される市町の一般市民や事業者は直接持ち込む事はできない事と、それと合わせまして天理市的一般市民や事業者について、直接持ち込みについても渋滞等が起こらないように予約制の導入等を検討するというふうになっております。第6条につきましては、アクセス道路の清掃、又は悪臭や振動等の対策の為、定期的なパトロールを実施するというところになっております。第7条につきましては、焼却施設予定地の近くに奈良盆地東縁断層帯の推定活断層がある確率が高いとご指摘されているところでございまして建設工事が始まるまでに活断層の調査又はトレーナー調査等を行いまして地盤に問題がないか確認するという事、それと万が一活断層が存在した場合に技術的に建設が不可能と認められた場合は建設を中止するという事になっております。続きまして第8条についてでございますけれども、大規模地震等大きな災害が発生した場合のごみ処理についてでございまして、一度に10市町村のごみが大量に持ち込まれるというのではなく、施設の処理能力に応じて搬入するという事になっております。ページめくりまして9条についてでございます。これは洪水対策で大和川流域調整池技術基準に基づき調整池を設置するというところでございます。第10条につきましては、焼却施設から排出される水について、有害物質が河川に流れ込まないように万全の対策を探るという事、特に屋根に降った雨水につきましては施設内で再利用するというところになっております。第11条につきましては、自然災害や事故等ですね、当該施設の建設や稼働に因果関係が認められる被害があった場合、それについては誠意をもって補償するという内容でございます。以上で覚書の説明を終わらせていただきます。

管理者：はい、ありがとうございます。あくまで地元との関係なので、それに大分沿ったような表現ぶりにはなっておるんでございますけども、前回の回答を踏まえまして書かせていただきました。より明記している部分としてはリサイクル施設の所を含めて新ごみ処理施設というふうに表現はしております、まあ第1条の所ですね、仮に60年後建設という場合にはという事で、対象を焼却施設のみならずリサイクル施設の所についても明らかに増

した表現になっております。このラインで私共も縷々説明を重ねてはきているところでございまして、最終的にこの紙をですね、出させていただくと思ってどの自治会もしっかりとここを前提にというふうにしていきたいと思っておりますが、皆様方からご意見ございましたらお伺いしたいと存じます。いかがでございましょうか。

：ちょっと単純な話ね、第2条の焼却灰の話あるでしょ、基本的には最終処分地を各市町村が確保すると。今ほとんどフェニックスの関係かなあというふうに思います。例えばね、その最終処分場はそれぞれ違うと、まあ仮にですよ、そんな時に地元で按分で焼却灰の処理をしとるという各市町村で処理をするという事ですよという考え方ですか。

局長：現在はフェニックスに処理しておりますけれどもフェニックスが例えば満杯になってほかせないとなった時についてはですね、まあそれぞれの市町村が最終処分場の確保をお願いしたいという、ただ3期工事が出来てですよ、フェニックスがオッケーとなれば組合全体として確保するという事は考えていく必要があると思う、ただ第3期処分場はまだ確定していない中で、もし今のフェニックスが満杯になればですね、それぞれの市町村で最終処分場はお考えいただきたい。

管理者：ほとんど・・・みたいな話なんんですけども、当初広域化と言った時にですね、そしたら枠がいっぱいになった市町村の分が持っていく場所無くなって、ここに積まれたりとか置いとかれたりする事になるやないかという事を大分言われまして、常識的に考えとしては施設内に持っていく場所がないからずっと積んどきましたって事はないわけでございますけれども、まあそれをしっかりとじやあ誰が責任を持ってやんねんという話になった時に考え方としてはしっかりとどこの市町村もですねやっていくんですというふうに示した。

：書きぶりとしてはしゃーないとは思うんけやど、我々としてはやっぱり組合として、組合として新しい処分地を探してもらうなり、みんなで協議するなりして決めてみんながそこへ持つて行くというふうの考え方にしてもらわんと、こっちはここやとかそんなんじやなかなか煩雑になるとか。

管理者：後は先行投資をですね、されている部分が各市町村おありだと思う中でですねやっぱりまだうちは枠残り結構あんねんと、その為に予算も費やってきてんちゅう所があると思います。ですからそことの調整の中ではまずは枠を持ってらっしゃる自治体は先にその分を使わないと何のこっちゃ分からんという事だと思うので、そこでですね、順番はこうですから時間軸はずれてくると思うんですけども、どつかの段階で60年間分今後確保されている自治体はおそらく無いわけでございますから、どつかでみんな無理になってくる。ですからそこの部分をこれから又事務レベルでまずは詰めさせていただいて考え方を整理できればと思っております。

：書きぶりはこうやと、考え方としてはね、組合として一ヵ所で考えて。

局長：協議はしていただくと思いますけれども

：そういうふうな考え方でよろしいです。

管理者：次のですから、次に答えが出るかどうかともかく、まずは今持ってる枠がそれぞれあるという事と、どっかでその枠は遅かれ早かれ切れると、その部分との間の過渡期の部分をどういうふうにですね、やっていくのかという事をまず方向性を検討させていただいてこの場で協議を続けていくという事でよろしゅうございましょうか。

：第4条ね、第4条の一番下のように新たに参加する市町と書いてあるけども、私ここでいつも事務局とは立ち位置が違うなあっていう協議をさせてもらうけど、一から作るからみんなでやっていきましょう、10市町村集まりましょうという声掛けをいただいた。だから新たな参加者ではなく私は一から作るとこへ参加してるっていう・・・をしてます。そういう中で事務局が今まで天理市だったって言うんで天理市が清掃委託業務をやっておられた、私達は私はそこへ参加させていただいたっていう気は絶対ないです。一から新たなものを作るから参加しようというお声掛けをいただいて私は参加させていただいたという気がしております。所々にこういうそれこそ書きぶりやな、考え方、立ち位置の違いなんやろうけども私はビジターメンバーや何でもない正会員やと思ってますんで扱いの程、宜しくお願ひしたい。

管理者：私も仰る通りかなと思います。ここですね、以下の部分の括弧を取らせいただきまして若干冗長にはなりますけども第5条の所にも以下を受けた表現がございますので、そこについては具体的な市町村名を列記させていただくというような形でやらせていただけないか。

：事務局に言いたいんやけども、私ずっと言うてんのはこの位置やと。・・・違う所で・・・ほんまにあの一から10市町村で天理市は中心ですよ、あくまでも天理市は中心に声掛けいただいて作りましょう、新たに作りましょうという事で私は参加させていただいてます。この位置だけは変えらんといて欲しい。天理市が今までやったってんのに・・・言われたら、いやちょっとちやうでって。

管理者：すみません、分かり易くという考え方だけであって・・・は無いと思うんですが。そこは私ももう一段ですね、しっかり留与して対応していきたいと思います。・・・バージョンをご利用させていただきます。

：それはね、あくまでも組合が地元へ答えを返す、組合として返すんやさかいに新しいっていいたら組合ですやん。

管理者：仰る通りです。そこはゼロベース・・・。

：新たな組合、新たな・・・ないはずやで。それやったら差出人二層書きにしやなあかんやん。天理市を中心とした1市何町何村と今新たに参加した何村と組合の二表書きですわ。

管理者：組合の規約上、全くそのような事には二層構造にはなっておらず・・・でございますので。ただまあ従前の事情に応じた対応があるというだけでございますのでそこはですね、この書を書くにあたりましてはこの以下鍵括弧以降の括弧の部分を消させていただいてそこから下の表現も全てそれで統一するという事で・・・。

：あの、言いたいのは一緒ですよと。10市町村皆横並び一緒。だから私は・・・じゃなし全員が責任を持って参加して欲しい。聞いといて欲しい、見といて欲しい、横並び一緒・・・長・・・共通・・・作つといでや。・・・一番少ない。

：そら_____仰る様に今の嘉幡の施設で我々も燃やして欲しいと言うんだったら新たなメンバーですやろな、追加やから。・・・別の位置で・・・作ってんねんからみんなが正会員。

：新たに参加されたって言われたらみんな新たに一緒によーいドンちやうのんって。

管理者：ですのでちょっと表現ぶりにですね、考え方の支障が・・・。

_____：表現ぶりではない。考え方、立ち位置をしっかりと考えて下さい。表現ぶりと違います。立ち位置がそこやからこういう言葉に出てくる。ここでずっと言ってんのはそれや。立つ位置が違う。

局長：まあ_____が仰った通り・・・積替施設についてもですね、全ての所が天理市・・・積替施設を造って運んでくる・・・。

_____：バックしてくれって一切言うてませんって。そんなん漏れたような事言いませんって。前に進んでんねんけども立つ位置だけはこれ以上変えやんといてやという事を言つてゐるだけですわ。後ろに戻つて協議する気はありません。

管理者：そう仰つていただけてどうもありがとうございます。

：みんな一緒やつちゅう事や。

管理者：ここで何かそのニューカマーみたいなそういう表現・・・何か・・・メンバーとニューカマーがいる・・・考え方方がこういうふうに表現されてしまつて。そうじゃない、実際の運用の部分要するにそこの実体を変えなさいと高田市長は仰つてゐるわけではないと。

_____：新た組と旧組があるねんって言われたらそらちえうやろつて、なあ。

管理者：いやだからこここの列記はそのまま利用できます、4条の一番下2行の高田、三郷町、安堵町、上牧町、広陵町及び河合町となっている部分はそのまんまだけど、その後にこれをあたかも違うグループみたいにしてここに考え方が違うものが入ってるのでそれは抜いてそつから下の新たに書いてある所については全部同じように列記する。若干文章長くなります。それが運用はともかくとしてこの組合がちゃんとみんなが一から立ち上げるもんだという部分にそこに立脚していないといかんという所と理解をしておりますので、それを直しまして改めてそれは今日中に・・・させていただこうと思っております。

：その通りでございます。ありがとうございます。

管理者：その他に皆様ご意見ございましょうか。よろしゅうございますか。先程の_____仰った第2条の部分については一回整理させていただいてよろしゅうございますかね。はい、ありがとうございます。

局長：それでは他に案件がございましたらご発言をいただきたいと思いますけれども。特にないようでしたら最後に管理者の方から一言ご挨拶をお願いします。

管理者：はい、それでは大変お忙しい中長時間ご審議を賜りまして議事全てですね、前を向いたご了承をいただきまして誠にありがとうございます。地元との覚書についてはですね、改めてこの組合の立ち位置という所に立ち帰った表現ぶりに直させていただこうと存じます。そしてもう1点皆様方にご紹介させていただきますが、副管理者の_____の任期が7月に到来をされるという事でございまして、組合設立前の首長会議でご承認をいただきました通り町村の建制順に交代をさせていただければというふうに考えております。次は_____にお願いしたいというふうに存じますのでどうぞ宜しくお願いを申し上げ且つ_____にはこの組合立ち上げからですね、大変お世話になりました事まずもって御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

局長：それでは本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

市町村長：ありがとうございました。

以上

